

第7期白石町高齢者福祉計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

白石町

目次

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景と趣旨 1
- 2 計画の性格・位置づけ 2
- 3 計画の進行管理 3

第2章 高齢者を取り巻く現況

- 1 人口推計と高齢化 4
- 2 要介護（支援）認定者数の推移 5

第3章 計画の目標

- 1 基本理念 6
- 2 基本目標 7
- 3 施策の体系 9

第4章 施策の展開

- 1 地域で支え合う仕組みづくり 10
- 2 自立と安心につながる支援の充実 16
- 3 健康づくりと介護予防の推進 25
- 4 認知症施策と高齢者の権利擁護の推進 28

資料

- 白石町／人口の現状と将来見通し 33
- 白石町高齢者福祉計画策定委員会委員名簿 35

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の総人口は、令和4年（2022年）10月1日現在、1億2,494万7千人、65歳以上人口は、3,623万6千人となっており、総人口に占める割合（高齢化率）は29.0%で過去最高となっています。

本町の総人口は、令和5年9月末現在、21,460人、65歳以上人口は、7,804人となっており、高齢化率は36.4%と高齢化は国よりさらに進んでいます。今後においても高齢化がさらに進んでいくとともに認知症高齢者の増加、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加等、支援を必要とする高齢者が増加することが予想されます。

団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）までに大きく人口構造が変化する中で、予防や介護、医療の需要はさらに増加するものと考えられることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを推進し、「健やかで安心できるやさしいまちづくり」を進めていきます。

本町では、令和3年3月に『第6期白石町高齢者福祉計画』を策定し、これに基づく施策の展開を図ってきたところです。

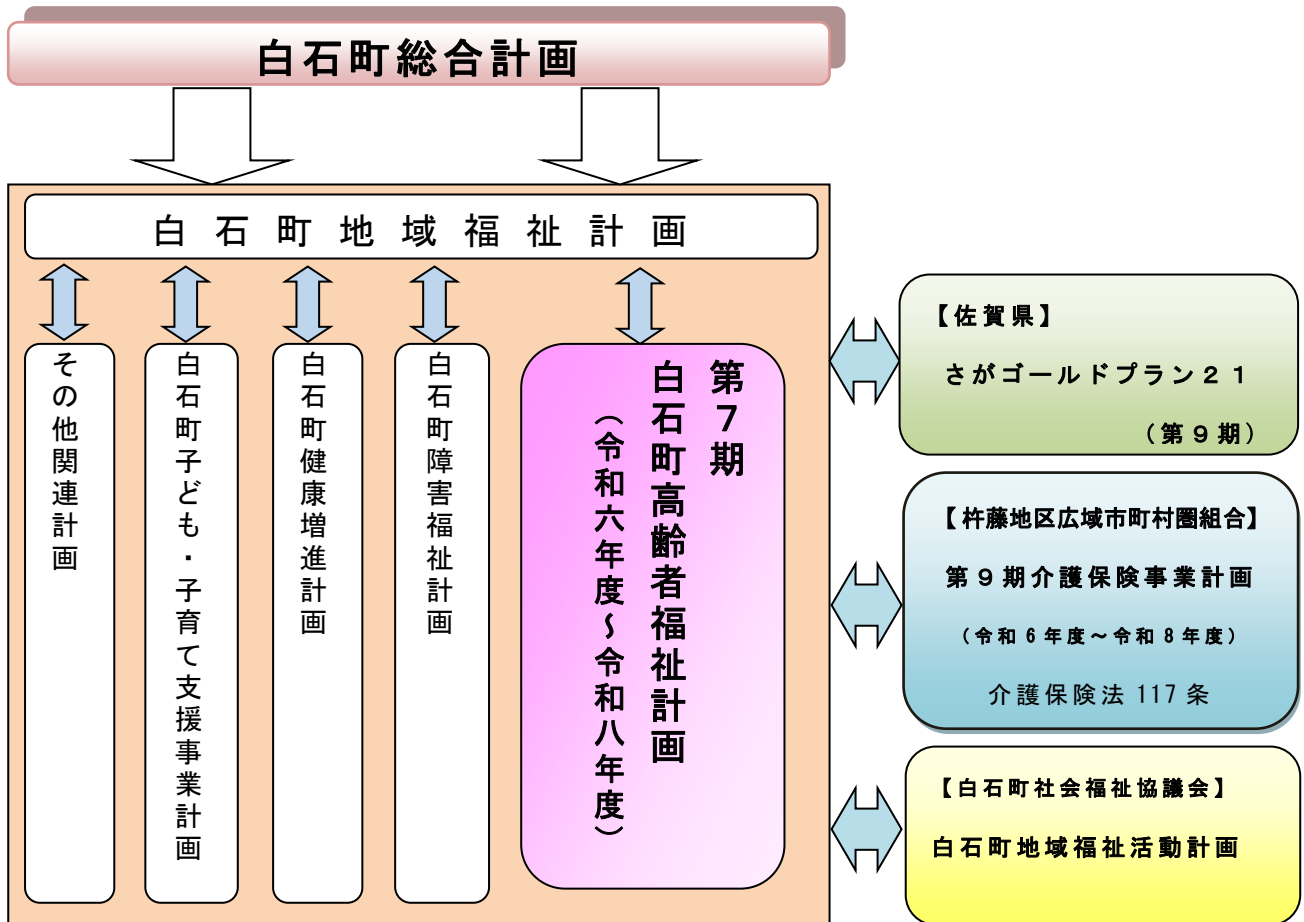
第6期計画の取組を継承しつつ、さまざまな課題に取り組んでいくための計画として、今回新たに『第7期白石町高齢者福祉計画』を策定します。

2 計画の性格・位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づき策定するものであり、町における高齢者に関する福祉施策全般にわたる計画です。その基本的な目標を定めるとともに、取り組むべき施策全般を盛り込んだ計画として定めます。白石町総合計画を上位計画とし、国及び県それぞれが策定した関連計画や、町が策定した各種計画等との整合を図ります。

また、本計画は、介護保険の給付対象及び給付対象外の老人福祉事業を含めた、地域における老人福祉事業全般に渡るサービス提供体制の確保として位置づけられており、介護保険法第117条第1項による杵藤地区広域市町村圏組合において策定されている杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事業計画とも整合性を図ります。

福祉分野における関連計画と本計画の連携イメージ



3 計画の進行管理

(1) 計画の期間と見直し時期

本計画は、令和6年度を初年度として令和8年度までの3年間の計画とし、令和8年度中に見直すこととします。

	計画名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
白石町	総合計画	第2次	第3次計画			第4次計画				
	高齢者福祉計画	第6期計画			第7期計画		第8期計画			
杵藤地区広域市町村圏組合	介護保険事業計画	第8期計画			第9期計画		第10期計画			
佐賀県	さがゴールドプラン21	第8期プラン			第9期プラン		第10期プラン			

(2) 計画の推進状況の点検・評価及び推進体制

計画の推進にあたっては、各年度において地域包括支援センター運営委員会等各種関連団体との意見交換や事務事業評価に基づく自己点検などにより、計画の内容及び進捗状況を点検・評価し、点検結果に基づく必要な対策を講じていきます。

高齢者に係る幅広い分野にわたる施策の充実のため、庁内の関係部局、介護等サービス事業所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、介護保険事務所及び県などの関係機関との連携を図ります。

第2章 高齢者を取り巻く現況

1 人口推計と高齢化

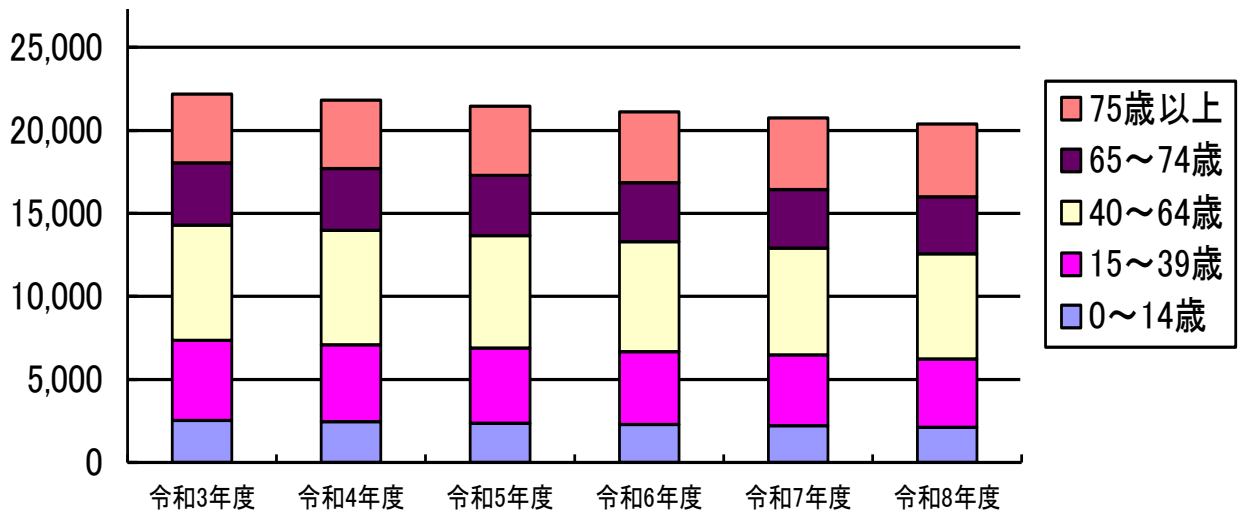
白石町の人口は平成17年の合併から年々減少しており、令和5年9月末時点で、21,460人と、前年に比べ約1.7%減少しました。将来の推計では、64歳以下の人口は急激に減少しているのに対し高齢者人口は、ほぼ横ばいの状態で推移していくものと思われます。

そのため、高齢化率は、令和4年度36%を超え、令和8年度には38.3%になると推計され、将来にわたって伸び続けると考えています。

【人口と高齢者数の推移】（各年度9月末） （単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0～14歳	2,542	2,456	2,353	2,285	2,211	2,112
15～39歳	4,800	4,637	4,542	4,387	4,255	4,114
40～64歳	6,961	6,875	6,761	6,633	6,452	6,342
65歳以上	7,892	7,861	7,804	7,800	7,828	7,812
65～74歳	3,749	3,728	3,631	3,540	3,523	3,426
75歳以上	4,143	4,133	4,173	4,260	4,305	4,386
総人口	22,195	21,829	21,460	21,105	20,746	20,380
高齢化率	35.6%	36.0%	36.4%	37.0%	37.7%	38.3%

※令和3年～令和5年は住民基本台帳人口（除く外国人）
 ※令和6年～令和8年は第9期介護保険事業計画策定時推計人口



2 要介護（支援）認定者数の推移

本町の要介護（支援）認定者数は、令和5年9月末現在1,452人となっています。

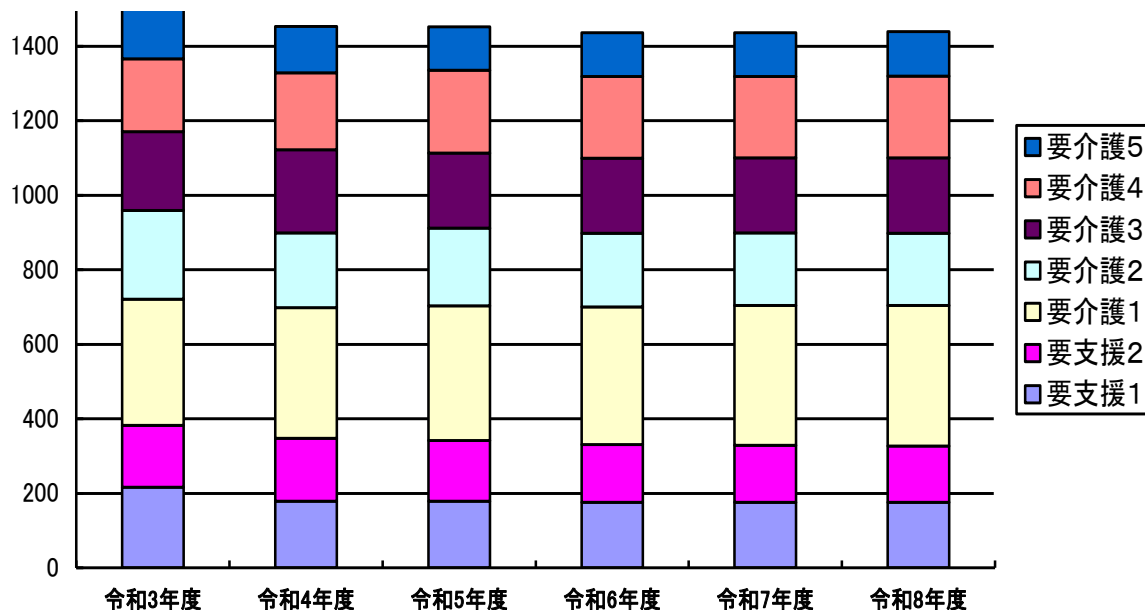
また、令和5年の介護度別の分布は、要介護1が最も多く、次いで要介護4となっています。

今後、認定者数はほぼ横ばいの状況で、高齢者数に対する認定者数の割合は18%台で推移していくと考えられます。

【要介護（支援）認定者数の推移】（各年度9月末）（単位：人）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	216	179	179	176	176	176
要支援2	166	169	163	155	153	151
要介護1	339	350	361	369	375	377
要介護2	238	201	209	198	195	194
要介護3	211	223	201	201	201	202
要介護4	196	206	222	220	219	220
要介護5	135	125	117	117	117	119
合計	1,501	1,453	1,452	1,436	1,436	1,439
認定率	19.0%	18.5%	18.6%	18.4%	18.3%	18.4%

※令和3年～令和5年は実績、令和6年～令和8年は第9次介護保険事業計画策定時推計値



第3章 計画の目標

1 基本理念

高齢者が住み慣れた地域で

安心して生き生きと暮らせるまちづくり

高齢化の進展とともに、認知症や加齢に伴う身体の不自由な方の割合が増加していく反面、それを支える世代は減少していく見込であり、高齢者を取り巻く環境はますます厳しい状況になっています。

しかしながら、住み慣れた地域や家庭で、安心して生き生きと暮らし続けることは誰もの願いです。

その実現のためには、ひとりひとりが豊かな生活を送るために個人が努力する「自助」、近隣の方々、また、町民が豊かな地域づくりに協力・協働する「互助」、そして法律や制度に基づき、事業者や行政機関が提供するサービスなどの「共助・公助」、この4つの“助”をすべての町民がそれぞれの家庭や地域の中でお互いに理解し、実践していくことが重要です。

本町では、「高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、さまざまな施策を展開してきました。

要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・日常生活支援が連携し、一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けて取組を進めてきました。

本計画では、理念やこれまでの取組を発展的に受け継ぎながら、ともに支え合い助け合う地域社会の実現を目指し、4つの“助”を適切に効果的に展開していくことを目指して、本計画を進めていきます。

2 基本目標

本計画を推進するにあたり、基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を掲げ、各種施策を推進します。

(1) 地域で支え合う仕組みづくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や家庭で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の暮らしを支える「支え合い」の地域づくりを進めながら、自立した生活を営むための地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。

(2) 自立と安心につながる支援の充実

高齢者が生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、長年築いた豊富な知識や経験、能力などを活かしながら、地域における活動などに参加できる環境づくりに取り組みます。

また、高齢者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、高齢者の自立生活を支えるためのきめ細かな福祉サービスの充実や、住民相互の支援体制づくりを推進します。

(3) 健康づくりと介護予防の推進

住み慣れた地域や家庭で、自分らしく安心して暮らせるようにするために、健康づくりや介護予防に努めていくことが大切です。比較的元気な人は今の健康状態が保てるように、加齢や疾病による身体機能や認知機能の低下をきたした人には悪化しないように、その状態に応じた効果的な介護予防事業を提供し、高齢者が尊厳をもって生活できるように支援します。

(4) 認知症施策と高齢者の権利擁護の推進

高齢化の進展に伴い、認知症の人が増加することが予測されるため、これまで以上に地域全体で支えていく必要があります。本人のケアや介護する家族等への支援に努めるとともに、すべての人が認知症への理解を深め、自らの問題として認識し、高齢者の尊厳が保持される環境の整備に努めます。金銭管理や契約行為等が困難な方に対しては、関係機関と連携を図りながら必要な支援を行うなど、高齢者の権利擁護に努めます。

3 施策の体系

基本目標に沿って各施策を展開していきます。

基本理念	基本目標1 地域で支え合う仕組みづくり
高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまちづくり	1 地域包括支援センターの機能強化
	2 在宅医療と介護連携の推進
	3 生活支援サービス体制の推進
	基本目標2 自立と安心につながる支援の充実
	1 社会参加の推進
	2 在宅生活の継続支援
	3 安全・安心な環境づくり
	基本目標3 健康づくりと介護予防の推進
	1 健康づくりの推進
	2 介護予防・日常生活総合事業の充実
基本目標4 認知症施策と高齢者の権利擁護の推進	
1 認知症施策の推進	
2 高齢者の権利擁護の推進	

第4章 施策の展開

基本目標1 地域で支え合う仕組みづくり

1 地域包括支援センターの機能強化

○地域の高齢者の心身の健康の保持増進、保健・福祉・医療の向上、生活安定のために必要な援助、支援を包括的・継続的に行う機関として地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センターでは介護保険サービスや高齢者福祉サービス等の総合窓口として多様化している高齢者の問題に対応していきます。

(1) 総合相談支援事業

【現状と課題】

- ①長寿社会課内に直営で地域包括支援センターを設置しており、介護保険サービスに限らず、高齢者に関するあらゆる相談に対応しています。
- ②在宅介護支援センターについては、相談件数が少なく周知が不十分と思われます。
- ③相談件数は、第6期計画時と比較し倍増しています。相談内容は、認知症や支援困難事例が増加しており、対応が長期化しています。

【今後の方針】

- ①今後も地域包括支援センター並びに町内3か所設置している在宅介護支援センターを、高齢者相談窓口としての周知を図ります。
- ②相談を通じて地域でのニーズ把握に努めます。
- ③民生児童委員や近隣住民、警察、地域商店なども含めた見守りネットワークを充実させます。
- ④介護サービスに限らず、様々なサービスや制度について、わかりやすく情報を提供していきます。

地域包括支援センター相談件数 ※ () は在宅介護支援センター

指標	現状（令和5年度は見込み）			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数	955 (8)	1,252 (1)	1,580 (1)	1,600 (10)	1,600 (20)	1,600 (20)

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

○地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）などに対し、ケアプラン作成技術の助言・指導や研修会などを開催するとともに、関係機関との連携・協力体制の整備など、包括的・継続的なケア体制の構築支援等の事業を実施し、ケアマネジメントの質の向上に努めています。

【現状と課題】

- ①自立支援を目的とした地域ケア個別会議を毎月1回（2事例）開催し、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上に努めています。
- ②年3回、町内介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象に、困難ケース事例検討や研修会などを実施しています。
- ③介護支援専門員（ケアマネジャー）からの困難ケースなどの相談に対しては、助言・指導、同行訪問などを行い支援しています。

【今後の方針】

- ①介護予防・自立支援を目的とした地域ケア個別会議を今後も継続します。
- ②町内の介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象とした事例検討や研修会を今後も開催します。
- ③困難事案に対する助言・指導など、今後も介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援を行います。

(3) 地域ケア会議の充実

○地域ケア会議は、個別ケースの検討により地域課題を明らかにするとともに、ケアマネジメント支援を通じた関係者の資質向上を目的に開催しています。把握した地域課題についてはその改善に向けた地域の基盤づくりに努めています。

【現状と課題】

- ①介護予防・自立支援型地域ケア会議を毎月1回（2事例）実施し検討しています。
- ②薬剤師・理学療法士・作業療法士・管理栄養士・歯科衛生士・生活支援コーディネーターを助言者として迎えて、事例検討を実施

しています。事例によっては、その他の専門職も助言者としてお願いしています。

- ③個別事例の検討から把握した地域課題を、その後の具体的な取組につなげることが難しくなっています。

【今後の方針】

- ①地域ケア会議を継続し、新たな地域課題の把握と、その後の取組を協議する会議を開催します。また、生活支援体制整備事業で地域資源の見える化、新たな生活支援サービスの開発などを検討します。

介護予防のための地域ケア個別会議の開催回数

指標	現状（令和5年度は見込み）			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	12	12	12	12	12	12

2 在宅医療と介護連携の推進

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、武雄杵島地区医師会を中心に医療と介護関係者が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制づくりを図っていきます。

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

【現状と課題】

- ①町で受けられる在宅医療や介護情報などをリストアップしマップにした『白石町介護と医療の連携マップ』を作成し、全戸配布および関係機関への配布を行っています。内容についても毎年更新しています。
- ②武雄杵島地区医師会と協働し作成した『つながり手帳』の普及啓発活動として、広報白石への掲載および民生児童委員会や地域サロンなどに出向いて紹介しています。
- ③在宅医療・介護連携推進事業を武雄杵島地区医師会に構成市町（武雄市、大町町、江北町、白石町）合同で業務委託し、
ア 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- イ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
 - ウ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
 - エ 在宅医療・介護関係者への研修
- について、連携して実施しています。

【今後の方針】

- ①『つながり手帳』の普及啓発とともに、ACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生会議）についての啓発活動を実施します。
- ②『白石町介護と医療の連携マップ』について今後も毎年更新し、地域の医療・介護サービス資源の把握および地域住民への普及啓発に役立てます。
- ③在宅医療・介護連携推進事業は、武雄杵島地区医師会を中心に、構成市町（武雄市、大町町、江北町、白石町）と合同で、4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）を意識した取り組みを行います。
- ④住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、医師会と協力しパンフレットの作成や配布、住民公開講座を行い理解促進に努めます。

(2) 家族介護者への支援

【現状と課題】

- ①高齢者の多くは住み慣れた地域や家庭で暮らし続けることを希望しており、介護が必要になっても自宅での暮らしが継続できるよう支援していくには、家族等の介護者を支援するサービスの充実や周囲の理解を深める環境づくりが重要となります。
 - ②高齢化の進展に伴い、高齢者が高齢者の介護を行ういわゆる「老々介護」が増えることが考えられ、家族介護者の負担軽減を図る必要があります。
 - ③一方、仕事をしながら家族の介護に従事するいわゆる「ビジネスケアラー」も増加すると見込まれており、仕事と介護の両立が困難となることも考えられます。
- 介護サービスの適切な利用や介護休業・休暇制度の周知を行うな

ど、介護離職の防止に向けた情報発信等を推進し、仕事と介護を両立できる社会の実現をめざす必要があります。

【今後の方針】

- ①地域包括支援センターの総合相談などを通じ、介護保険サービスの利用、保険外サービスの活用などについて、相談支援を行い、家族介護者の負担軽減を図ります。
- ②介護離職防止のため、仕事と介護を両立できる職場環境整備に関する啓発、介護休業・休暇制度の周知、県労働部局やハローワークなどの各種相談窓口の必要な情報が、介護者に情報提供できるよう支援します。
- ③認知症高齢者の家族やヤングケアラーなど、家族介護者支援に取り組み、複合的なニーズに対応するため生活困窮分野、障害分野、児童福祉分野など他分野との連携促進を図ります。

3 生活支援サービス体制の推進

○要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生最期まで続けることができるよう、生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくり（地域ケアシステムの構築）に取り組み、生活支援などサービス提供体制の構築に向けたコーディネーターを配置し活動を行っていきます。

地域課題について、住民が主体となり話し合う場を設け、地域課題に対する自助・互助の創出を目標に進めていきます。

(1) 生活支援コーディネーターの配置

【現状と課題】

- ①地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置しています。
- ②地域課題を解決するためのサービスの創設や担い手の養成が容易ではありません。

【今後の方針】

- ①地域包括支援センターと生活支援コーディネーターの連携をより密にし、地域課題の解決に向け取り組みます。

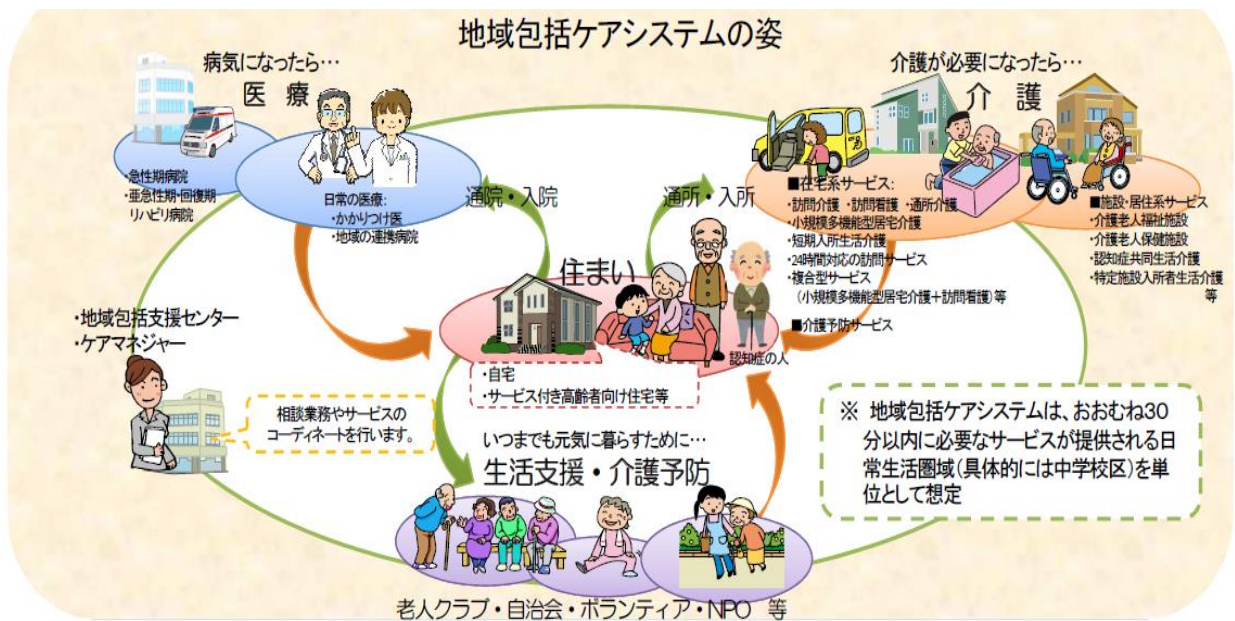
(2) 協議体の充実

【現状と課題】

- ①地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービス提供組織・団体、地域の組織・団体等と生活支援コーディネーターが参画し、関係者間の定期的な情報共有を図り連携強化の中核となる協議体の機能の充実を図る必要があります。

【今後の方針】

- ①協議体の開催を計画し、地域資源の見える化、新たな生活支援サービスの開発などに取り組みます。



出典：厚生労働省資料

基本目標 2 自立と安心につながる支援の充実

1 社会参加の推進

(1) 老人クラブ活動支援事業

【現状と課題】

①高齢者の健康維持、生きがいづくりを推進するため、白石町老人クラブ連合会に補助金を交付しています。

また、白石町老人クラブ連合会が主体的に介護予防事業を実施し、老人クラブ活動やサークル活動を通じ、交流を行いながら介護予防を図っていただくことを目的に高齢者健康づくり事業を委託しています。

②年々会員数が減少しており、会員数増加のための検討・取組を行う必要があります。

【今後の方針】

①引続き補助金を交付し、活動を財政面で支援します。

②単位老人クラブの活動等を通じ、老人クラブに対する地域での理解を深め、加入促進を支援します。

指標	現状（令和5年度は見込み）			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
クラブ数	38	35	26	27	28	29
会員数	2,749	2,568	1,791	1,850	1,900	1,950

(2) 生涯学習への支援

【現状と課題】

①高齢者の参加する教室等に、出前講座として講師の派遣を行っています。

【今後の方針】

①関係機関との連携を図りながら、多様化するニーズを把握しつつ、高齢者が自ら向上心をもって、積極的に学習活動に取り組むことができるよう各種講座、教室等の内容の充実及び情報提供に努めます。

- ②公民館事業において、高齢者向けの講座や多世代交流事業等を通じ、多様な地域活動、学習活動の機会と場の提供に努め高齢者の社会参加を促進します。

(3) シルバー人材センター支援事業

【現状と課題】

- ①高齢者が自らの経験と能力を生かし、社会参加と生きがいづくりを行う白石町シルバー人材センターに対し、運営補助金を交付して、支援を行っています。
- ②町の各種事業について、可能な限りシルバー人材センターを活用するよう努めています。
- ③定年延長により新規会員の確保が難しく、また、会員の高齢化が進んでいます。
- ④シルバー人材センターの活動について、周知及び広報の検討が必要です。

【今後の方針】

- ①シルバー人材センターの会員数を維持し、今後も活発な活動を行っていただくよう、支援を継続します。
- ②町が発注する業務について、シルバー人材センターの活用を推進します。

指標	現状（令和5年度は見込み）			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会員数	109	108	105	110	112	115

(4) 地域サロンの推進

【現状と課題】

- ①高齢者の「生きがいづくり」、「閉じこもり防止」、「介護予防」を目的に、地区の公民館や集会所などを利用して、住民主体によるサロンが開催されています。
- ②サロンの運営を支援するため補助金を交付するとともに、リハビリ専門職等を派遣しています。
- ③男性のサロンへの参加が少ない状況となっています。

- ④サロンを継続するためのボランティアリーダーの養成が課題となっています。

【今後の方針】

- ①「白石町健康体操」やレクリエーションの情報をサロンへ紹介し、連携しながらサロンの普及、介護予防の推進を図ります。
- ②サロンのフォローアップ研修を通して、ボランティアリーダーの養成に努めます。
- ③男性も気軽に参加できるような環境づくりに努めます。

(5) 老人福祉センターの活用

【現状と課題】

- ①健康づくりや生きがい活動の拠点、趣味のサークル活動や高齢者同士の交流の場として活用されています。
- ②公共施設の再編に伴い、令和7年3月31日をもって老人福祉センターが閉館の予定であり、代替施設の確保が必要です。

【今後の方針】

- ①介護予防拠点施設ひだまり館に老人福祉センターとしての機能を持たせ活用します。



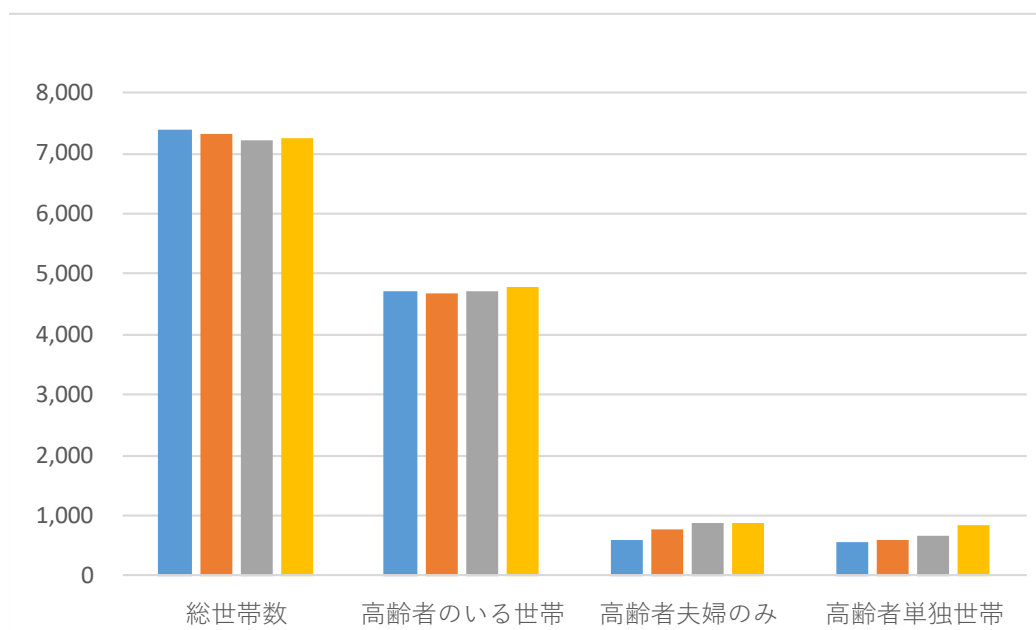
2 在宅生活の継続支援

○ひとり暮らし高齢者等に対する支援の充実

ひとり暮らし高齢者等の保健衛生、福祉の向上及び経済的負担の軽減を図るため、介護保険制度によるサービスのほか、町独自の在宅福祉サービスの充実を図ります。

高齢者のいる世帯

(単位：世帯)



	総世帯数	高齢者のいる世帯	高齢者夫婦のみ	高齢者単独世帯
■平成17年	7,410	4,703	577	545
■平成22年	7,329	4,665	758	594
■平成27年	7,229	4,709	859	675
■令和 2年	7,247	4,774	866	846

国勢調査資料

(1) 生きがい活動支援通所事業

【現状と課題】

- ①家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所により各種サービス（介護予防体操、趣味活動、生きがい活動、送迎等）を提供し、社会的孤立感の解消と心身機能の維持向上を図ることにより、生きがいを見い出せるよう支援を行っています。
- ②利用者の中には、介護認定を受けられサービスの利用取消となるケースが多くなっています。

【今後の方針】

- ①高齢者が元気に地域で暮らせるよう外出を支援し、健康増進と介護予防を図ります。
- ②長年継続して利用している高齢者に対し、本人に適した介護通所サービスへのスムーズな移行を支援していきます。

指標	現状（令和5年度は見込み）			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者	82	81	80	80	80	80
参加延人数	2,865	3,228	3,270	3,270	3,270	3,270

(2) 食の自立支援事業

【現状と課題】

- ①調理が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などに対し、配食サービスを提供し、高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう支援することができています。
配食サービスは、1日に2回（昼食・夕食）の週6日を限度に実施し、配食時に利用者の安否確認を行っています。
- ②大雨、台風、大雪等の災害時、配食の調理や配達が困難となる場合は、利用者や家族へ連絡し、早めに対策をとるようにしています。

【今後の方針】

- ①食事の提供を通して定期的な訪問を行い、高齢者の安否確認、体調管理など在宅生活を支援します。継続利用者に対しては、年1回の調査にて本人や家族の意向を確認します。
- ②民間配食事業者の情報も収集しながら、多様なサービスの情報提供に努めます。

指標	現状（令和5年度は見込み）			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者	48	39	46	47	47	47
延配食数	12,246	11,001	11,809	12,000	12,000	12,000

(3) 生活管理指導短期宿泊事業

【現状と課題】

- ①介護認定を受けていない方のショートステイを提供する事業です。介護者の入院や高齢者虐待等への緊急一時保護のための役割を担っています。

【今後の方針】

- ①突発的な利用案件が発生する可能性があり、高齢者虐待等への一時的な対応としても有効な事業であるため、今後も継続して実施します。

指標	現状（令和5年度は見込み）			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	2	1	1	2	2	2

(4) 紙おむつ等購入助成事業

【現状と課題】

- ①常時失禁状態にある在宅の寝たきり高齢者に対し、紙おむつなどの購入費用を助成することにより、高齢者の在宅生活の継続を支援し、合わせて家族の経済的負担を軽減しています。
- ②利用者数は大きな増減もなく推移している現状にあります。

【今後の方針】

- ①在宅生活の継続に有効であり、低所得世帯等のニーズも高い事業となっているため、今後も継続して実施します。
- ②利用者の状況については、定期的に確認し現状を把握します。

指標	現状（令和5年度は見込み）			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	4	7	7	8	8	8

(5) ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

【現状と課題】

- ①虚弱でひとり暮らしである高齢者等に、急病や事故、災害などの緊急事態に備えるための緊急通報装置を設置し、警備会社が24時間体制で対応することにより、不安の解消及び安否確認を行って

います。緊急通報装置を設置したことにより緊急事態への早期対応ができた事例もありました。

- ②申請の際、協力員2名を必要としている中、地域との関わりが希薄なため申請に繋がりにくいというケースもあります。

【今後の方針】

- ①今後ひとり暮らしの高齢者等が増加していく中で需要が見込まれるため、広報誌等で周知を行い必要な方の利用促進につなげます。
- ②対象とされる高齢者に対し、緊急通報装置の設置、利用がスムーズに行われるよう状況を把握し、安心して在宅生活を継続していただくよう事業を継続します。

指標	現状（令和5年度は見込み）			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置者数	31	32	30	32	34	36

(6) 軽度生活援助事業

【現状と課題】

- ①介護認定を受けていない方のホームヘルプ事業で、白石町社会福祉協議会に業務を委託し実施しています。利用者のニーズに応じた軽易な家事援助により在宅生活の継続を支援しています。
- ②利用者の生活状況を知る中で、多様な支援に繋げることが必要な場合もあります。

【今後の方針】

- ①日常生活の中で必要な援助を行うことで、介護保険の対象とならず、在宅生活が継続できるよう支援します。
- ②定期的な訪問を行う中で、利用者との信頼関係を築きながら適切な支援を行っていきます。

指標	現状（令和5年度は見込み）			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	7	5	7	8	8	8

(7) 老人ホーム等入所（居宅）措置事業

【現状と課題】

- ①老人福祉法による措置であり、生活環境上及び経済的理由により、または、虐待等の理由により居宅での生活が極めて困難な高齢者に対し、養護老人ホームに措置を行い、安定した生活を確保しています。

【今後の方針】

- ①相談に対して適切な支援を模索し、入所判定委員会で養護老人ホーム入所措置が必要と認められた場合、措置を行います。

指標	現状（令和5年度は見込み）			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入所利用者数	8	8	7	9	10	11

3 安全・安心な環境づくり

(1) 避難行動要支援者に対する支援体制の充実

【現状と課題】

- ①災害対策基本法に基づき、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などを把握した避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、行政区や自主防災組織、民生児童委員、消防団などの各支援団体の協力を得ながら、地域全体で安否確認や避難誘導を行っています。
- ②民生児童委員に協力を頂き、毎年度、避難行動要支援者名簿を更新しています。

【今後の方針】

- ①避難行動要支援者名簿に係る個別避難計画作成の推進と、地域の避難支援体制の整備を進めます。

(2) 生活安全対策の推進

【現状と課題】

- ①高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺など、悪質で巧妙な手口の犯罪も後を絶たず、高齢者の被害も多くなっています。

【今後の方針】

- ①高齢者が被害に遭わないよう詐欺や悪質商法等に対する啓発を図っていきます。
- ②県消費生活センターと連携し、相談体制の充実を図り消費生活における高齢者の利益と権利の擁護に努めます。

(3) 暮らしの移動手段の確保

【現状と課題】

- ①交通弱者対策として白石町コミュニティタクシー（いこカー・予約制いこカー）を運行しています。
- ②買い物や病院等に行くことが困難な高齢者等が増加しています。
- ③道路運送法との兼ね合いや安全性への懸念から移送サービスの立ち上げが難しくなっています。

【今後の方針】

- ①地域の実情（移動の実態等）に合わせた移動手段確保について検討します。
- ②地域交通の見直しや新たな移動手段導入への支援を検討します。
- ③住民主体の移動サービスについて検討します。

(4) 感染症対策の推進

【現状と課題】

- ①新型コロナウイルス感染症の流行により、高齢者の外出や交流機会が少なくなりましたが、第5類への移行に伴い活動が再開されています。
- ②老人会や地域サロン等において、『新しい生活様式』に基づく感染予防対策についての周知・啓発活動を行っています。

【今後の方針】

- ①高齢者が正しい感染症対策を実践できるよう、感染予防対策についての周知・啓発活動を行います。
- ②感染症発生時には、適切かつ必要な対策が行えるよう、県や医療機関などと連携して取り組みます。

基本目標3 健康づくりと介護予防の推進

1 健康づくりの推進

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

○令和3年度より、佐賀県後期高齢者医療広域連合から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を受託し実施しています。

【現状と課題】

- ①保健福祉課保健師がコーディネーターとして配置され、健診の受診勧奨や低栄養防止、生活習慣病重症化予防のための訪問、保健指導を実施しています。（ハイリスクアプローチ）
- ②地域サロンなどに出向き、介護予防につながる生活習慣病の重症化予防に関する講話を実施しています。（ポピュレーションアプローチ）

【今後の方針】

- ①データの分析などから地域の健康課題を把握し、庁内の関係課が連携して、効果的な保健事業と介護予防事業を検討し実施します。

(2) 生活習慣病の予防

【現状と課題】

- ①要介護認定者のうち脳卒中の有病率は約5割、虚血性心疾患の有病率は約4割と高い割合になっています。基礎疾患である高血圧、糖尿病、脂質異常症などの有病状況は9割以上となっており対策が必要です。
- ②65歳～74歳の特定健診受診率は約5割、後期高齢者健診受診率は約3割となっており、受診勧奨対策が必要です。
- ③各種がん検診（肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん）を実施しています。

【今後の方針】

- ①要介護リスクの高い脳卒中や虚血性心疾患の基礎疾患である高血圧、糖尿病、脂質異常症の早期発見、早期治療のため特定健診の受診勧奨を行っていきます。また、未治療者に対しては特定保健指導や個別訪問等での受診勧奨、治療中の者に対しては重症化

予防の保健指導を実施します。

②がんの早期発見・早期治療のため、がん検診を実施します。

2 介護予防・日常生活総合事業の充実

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

○地域の実情に応じた多様なサービス(通所型)を実施しています。

【現状と課題】

《通所型サービス B》

①町内9か所の地域サロンが登録され、週1回健康体操を実施されています。外部講師を招いてのロコモ予防運動や健康講話の実施、外部研修なども実施されています。

《通所型サービス C》

②運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上を目的として3か月～6か月、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士により複合的なプログラムを実施しています。

③対象者の選定が必要であるため、利用者が少ないことが課題です。

【今後の方針】

①通所型サービス B については、今後も継続して活動支援を行います。

②通所型サービス C については、対象者の掘り起こしと介護予防ケアマネジメント内容の再検討を行い、事業を継続していきます。

(2) 一般介護予防事業の充実

○高齢者が自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自らが主体的に介護予防、健康の維持・増進に向けた取り組みを行うことが出来るよう支援しています。

【現状と課題】

《介護予防普及啓発事業》

①健康体操サロン(29か所)では、介護予防ボランティアを中心に住民が内容を企画・運営し、介護予防や仲間づくり、社会参加の場として実施されています。

- ②窓口相談時に身体状況や生活状況を把握し、介護申請だけでなく必要に応じて各種介護予防教室の案内を行い、対象者を介護予防教室へつなげています。
- ③令和4年度からは新規に『元気ロコモ予防教室』を開始し、元気高齢者向けの介護予防教室を実施しています。

《地域介護予防活動支援事業》

- ④地域サロンへの専門職（管理栄養士、歯科衛生士、保健師など）を派遣し、健康づくりおよび介護予防に関する講話を実施しています。
- ⑤介護予防ボランティア育成のため、新規介護予防ボランティア研修を実施し、延べ174人が参加され、地域サロンなどで活動されています。
- ⑥地域サロン代表者を対象に、毎月1回フォローアップ研修を実施し、サロンの継続支援を行っています。

《地域リハビリテーション活動支援事業》

- ⑦地域サロンの立ち上げ支援として、理学療法士会より1サロン3回の派遣支援を行っています。

【今後の方針】

- ①今後も高齢者ができる限り地域で自立した生活を継続できるよう、住民主体の通いの場による健康づくりへの支援と介護予防教室を実施します。

介護予防教室の開催回数

指標	現状（令和5年度は見込み）			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	560	563	850	880	890	900

住民主体の通いの場の箇所数

指標	現状（令和5年度は見込み）			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所数	18	27	29	30	32	34

基本目標4 認知症施策と高齢者の権利擁護の推進

1 認知症施策の推進

(1) 普及啓発の推進

【現状と課題】

- ①認知症に関する正しい知識の普及と意識啓発のために、認知症サポーター養成講座を実施し、サポーターの普及を図っています。
- ②認知症の状態に応じた適切なサービスの流れを示した認知症ケアパスを作成し全戸に配布しました。
- ③重篤な症状が出現するなど、対応が困難な状況となつてからの相談が多くなっています。

【今後の方針】

- ①「認知症サポーター養成講座」を小中学校をはじめとした教育現場や各種団体など身近な地域で開催し、認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発を図ります。
また、その修了者に対して、認知症の知識や対応方法をより深く学べる「認知症サポーター・ステップアップ講座」を開催し、地域でのボランティア活動につなげます。
- ②認知症の人やその家族が、早期受診・早期相談の必要性について理解し、認知症に関する相談先や支援などをまとめた「認知症ケアパス」の普及啓発を図り、適切に必要な支援が受けられるようにします。
- ③世界アルツハイマーデー（9月21日）及び月間（9月）の機会を捉えて、認知症に関する普及啓発イベントの取り組みを集中的に開催します。
- ④認知症初期集中支援チームを活用し、早期発見・早期診断・早期対応に努めます。

(2) あんしん見守り事業

【現状と課題】

- ①認知症などによって行方不明になることが心配される高齢者の安全確保と、その家族や介護者の負担軽減のため、行方不明等が発

生じた際の安否情報を共有できる「高齢者見守りシール事業」を実施しています。（現在登録者7名）

- ②介護保険（対象者は原則要介護2以上）の福祉用具貸与を利用したGPS機器（居場所を知らせる装置）を利用されています。（現在利用者2名）

【今後の方針】

- ①今後も各事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）を通じて見守りシールやGPS機器の利用拡大と周知を図り、認知症高齢者の見守り体制を構築していきます。
- ②GPS機器については、介護保険給付の対象とならない方への導入支援の在り方について検討します。

(3) 認知症カフェ事業

【現状と課題】

- ①認知症高齢者とその家族が、お茶を飲みながら、気軽に参加者同士で交流を行い、専門家から介護に関する情報提供を受ける場である認知症カフェを毎月第2金曜日に健康センターで開催しています。
- ②当事者とその家族の参加促進が課題です。

【今後の方針】

- ①当事者とその家族が集まり易いような環境を整備し、認知症カフェの充実に努めます。

(4) 若年性認知症の人への支援

【現状と課題】

- ①若年性認知症は現役世代に発症するため、発症後できるだけ早く、就労支援や経済的な支援、受診援助、心理援助など多面的な支援につなげることが必要です。患者数の少なさから若年性認知症特有のサービスも少なく支援の幅も狭いことが課題となっています。

【今後の方針】

- ①佐賀県若年性認知症支援センターと連携し、若年性認知症の人の活躍の場を創出するとともに若年性認知症の人が利用できる様々

な制度について、わかりやすく情報を提供し、高齢者と異なる視点での医療、介護、就労、居場所づくり、家族支援などの一体的な支援を行っていきます。

2 高齢者の権利擁護の推進

○判断力が低下しているなどの理由から権利行使できない高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的な視点から継続的に支援しています。高齢者の権利擁護にかかる制度などの普及啓発を行い、高齢者虐待等の早期発見に結びつける環境づくりを行っています。

(1) 権利擁護事業

【現状と課題】

- ①認知症などにより判断能力が低下し、適切な自己決定ができない高齢者に対して、高齢者虐待防止法や成年後見制度といった法制度の活用により、関係機関と連携した権利擁護を図っています。
- ②認知症などで判断能力が低下した高齢者で、頼れる身内がないため、必要なサービスに結びついていないなど、意思決定支援が必要なケースの相談が増加しています。
- ③広報白石において、高齢者虐待に関する記事を掲載し、高齢者虐待などの早期発見に努めています。
- ④佐賀県社会福祉士会及び佐賀県弁護士会との3者で白石町高齢者虐待相談対応及び権利擁護業務に関する委託契約を締結し、虐待認定個別ケース会議等を開催し、助言を受けて対応しています。
- ⑤令和5年度には町内の居宅介護支援事業所に対し、高齢者虐待防止に関する研修会を開催しました。

【今後の方針】

- ①認知症高齢者が増加するなど、成年後見制度のニーズが増大する見込みであるため、令和6年度に成年後見制度利用に係る中核的な役割を担う中核機関を長寿社会課内に設置し、関係機関と連携、協働して対応していきます。

- ②住民に対し成年後見制度や中核機関、高齢者虐待防止などの高齢者の権利擁護についての周知を行っていきます。
- ③介護サービス事業所に対して、高齢者虐待防止法に関する周知を行い、早期発見、早期介入を行っていきます。
- ④高齢者虐待に関する指針を定め、適切に対応して行きます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

○成年後見制度の利用が必要な認知症等の高齢者で、費用負担が困難なため制度を利用することができない場合、審判の申立費用、後見人の報酬費用を助成することで、認知症等の高齢者などの権利擁護を図っています。

また、審判の申立をする親族等がない場合は、町が申立てを行っていきます。

【現状と課題】

- ①成年後見に関する相談件数は増加傾向にあります。
- ②身寄りがいないなど、成年後見制度のニーズが増加しています。
- ③報酬助成、申立費用助成については、成年後見制度利用支援事業を活用しています。

【今後の方針】

- ①令和6年度に成年後見制度利用に係る中核的な役割を担う中核機関を長寿社会課内に設置し、関係機関と連携協働して対応します。
- ②住民に対し、成年後見制度や中核機関について周知して行きます。

成年後見町長申立件数

指標	現状（令和5年度は見込み）			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
申立件数	2	1	3	4	5	5

地域連携ネットワークとの中核となる機関

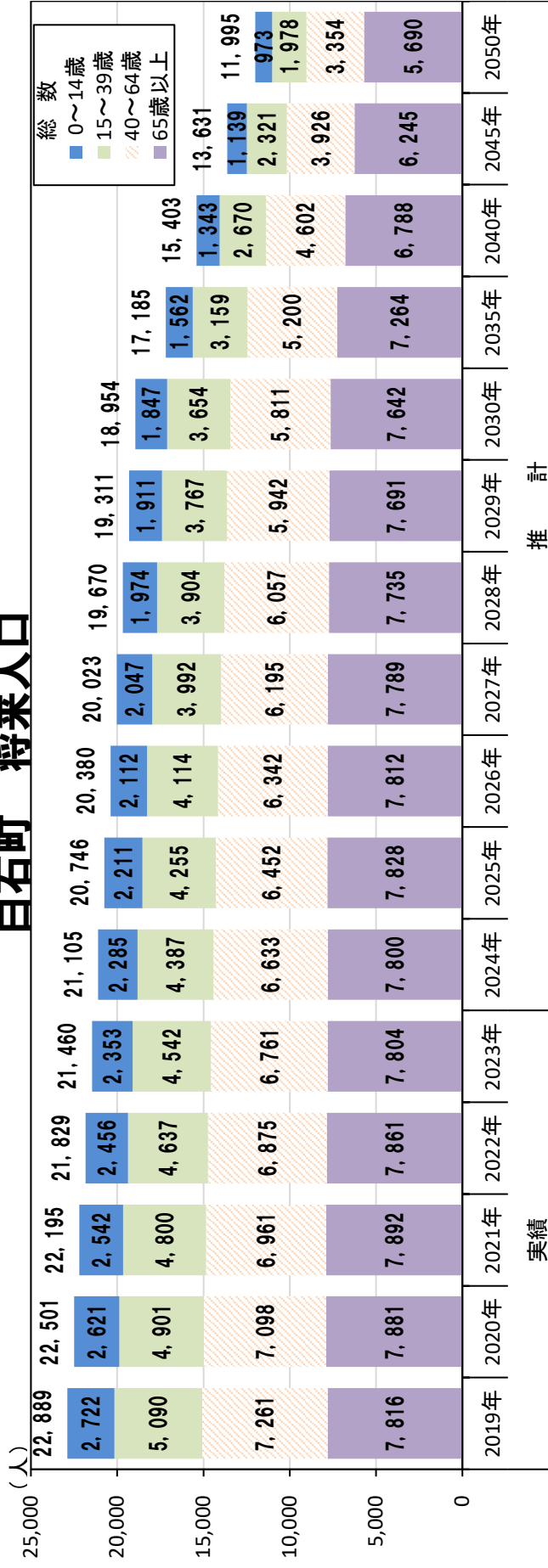
○ 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒にあって日常的に本人の見守りや意思等を継続的に把握し必要な対応を行う。
 ※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が必要な支援を行えるよう、自発的な連携・協力をするための合議体。
 ※中核機関…地域連携ネットワークが①広報、②相談、③利用促進(受任調整等)、④後見人支援の機能により、地域の権利擁護を果たすように主導する。



出典：厚生労働省資料

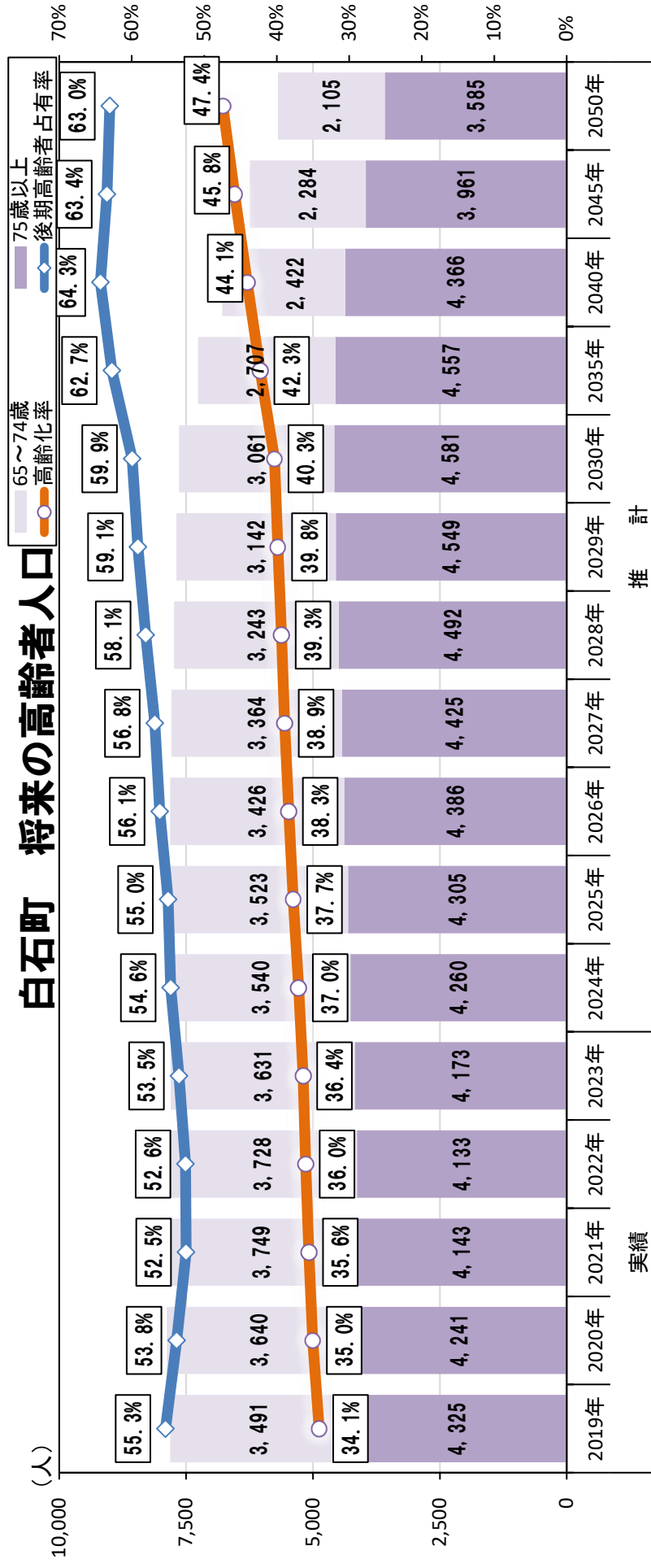
白石町 将来人口



	実績										推計									
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年				
総数	22,889	22,501	22,195	21,829	21,460	21,105	20,746	20,380	20,023	19,670	19,311	18,954	17,185	15,403	13,631	11,995				
0～14歳	2,722	2,621	2,542	2,456	2,353	2,285	2,211	2,112	2,047	1,974	1,911	1,847	1,562	1,343	1,139	973				
15～39歳	5,090	4,901	4,800	4,637	4,542	4,387	4,255	4,114	3,992	3,904	3,767	3,654	3,159	2,670	2,321	1,978				
40～64歳	7,261	7,098	6,961	6,875	6,761	6,633	6,452	6,342	6,195	6,057	5,942	5,811	5,200	4,602	3,926	3,354				
65歳以上	7,816	7,881	7,892	7,861	7,804	7,800	7,828	7,812	7,789	7,735	7,691	7,642	7,264	6,788	6,245	5,690				
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%				
0～14歳	11.9%	11.6%	11.5%	11.3%	11.0%	10.8%	10.7%	10.4%	10.2%	10.0%	9.9%	9.7%	9.1%	8.7%	8.4%	8.1%				
15～39歳	22.2%	21.8%	21.6%	21.2%	21.2%	20.8%	20.5%	20.2%	19.9%	19.8%	19.5%	19.3%	18.4%	17.3%	17.0%	16.5%				
40～64歳	31.7%	31.5%	31.4%	31.5%	31.5%	31.4%	31.1%	31.1%	30.9%	30.8%	30.8%	30.7%	30.3%	29.9%	28.8%	28.0%				
65歳以上	34.1%	35.0%	35.6%	36.0%	36.4%	37.0%	37.7%	38.3%	38.9%	39.3%	39.8%	40.3%	42.3%	44.1%	45.8%	47.4%				

出典：第9期介護保険事業計画策定時推計人口

白石町 将来の高齢者人口



	推計																
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	
65歳以上	7,816	7,881	7,892	7,861	7,804	7,800	7,828	7,812	7,789	7,735	7,691	7,642	7,264	6,788	6,245	5,690	
65~74歳	3,491	3,640	3,749	3,728	3,631	3,540	3,523	3,426	3,364	3,243	3,142	3,061	2,707	2,422	2,284	2,105	
75歳以上	4,325	4,241	4,143	4,133	4,173	4,260	4,305	4,386	4,425	4,492	4,549	4,581	4,557	4,366	3,961	3,585	
65歳以上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
65~74歳	44.7%	46.2%	47.5%	47.4%	46.5%	45.4%	45.0%	43.9%	43.2%	41.9%	40.9%	40.1%	37.3%	35.7%	36.6%	37.0%	
75歳以上	55.3%	53.8%	52.5%	52.6%	53.5%	54.6%	55.0%	56.1%	56.8%	58.1%	59.1%	59.9%	62.7%	64.3%	63.4%	63.0%	

出典：第9期介護保険事業計画策定時推計人口

白石町高齢者福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

氏 名	区分（役職名等）	
百 武 和 義	副町長	会 長
門 田 和 昭	社会福祉協議会事務局長	副会長
中 村 秀 子	議会議員代表	
稲 富 政 俊	駐在員会代表	
本 山 道 代	民生児童委員協議会代表	
田 中 伊津美	居宅介護支援事業所白い石	
重 村 剛	武雄杵島地区医師会代表	
宮 地 修 司	武雄杵島地区医師会事務係長	
徳 山 秀 明	老人クラブ連合会会長	
吉 田 義 敏	シルバー人材センター代表理事	
小 森 八重子	ボランティア連絡協議会長	
本 田 正 幸	杵藤保健福祉事務所福祉支援課長	

第7期 白石町高齢者福祉計画

発行年月 令和6年3月

発行 佐賀県 白石町

編集 長寿社会課 高齢者係

住所 〒849-1192

佐賀県杵島郡白石町大字福田1247番地1

電話 0952-84-7117 FAX 0952-84-6611



しろいしみのりちゃん